

第2章 わが国の安全保障と防衛を担う組織

「防衛力」は、国の安全を守る最後の「砦」であり、他に代わる手段は存在しない。13（平成25）年12月、国家安全保障会議が創設され、わが国の外交・防衛政策の司令塔として機能している。また、わが国において防衛力を担う防衛省・自衛隊は、様々な組織で構成されている。

第1節 国家安全保障会議の創設

1 経緯

12（平成24）年12月、第2次安倍内閣が成立すると、安倍内閣総理大臣は、その就任記者会見において、国家安全保障会議の設置など、外交・安全保障体制の強化に取り組むと表明した。

これを受けて、13（同25）年2月、内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官（兼国家安全保障強化担当大臣）、内閣総理大臣補佐官（国家安全保障会議担当）のほか有識者をメンバーに加えた「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」の初会合が開催された。有識者会議では、全

6回にわたって、「国家安全保障会議」の所掌、目的、情報の活用・政策判断、組織のあり方など、そのあるべき姿について検討が行われた。ここで議論を踏まえ、政府は内閣官房に設置した「国家安全保障会議設置準備室」において「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」（国家安全保障会議設置法案）を作成した。同法案は、同年11月27日に国会で成立し、同年12月4日に施行された。14（同26）年1月7日には、国家安全保障会議の事務などをつかさどる国家安全保障局が内閣官房に設置された。

2 国家安全保障会議の体制

内閣に設置された国家安全保障会議は、三つの形態の会合から構成される。その中核は、国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔として新設された四大臣会合であり、平素から機動的・定例的に開催され、実質的な審議が行われている。また、防衛省をはじめとする関係行政機関は、国家安全保障に関する資料や情報を国家安全保障会議に適時に提供している。

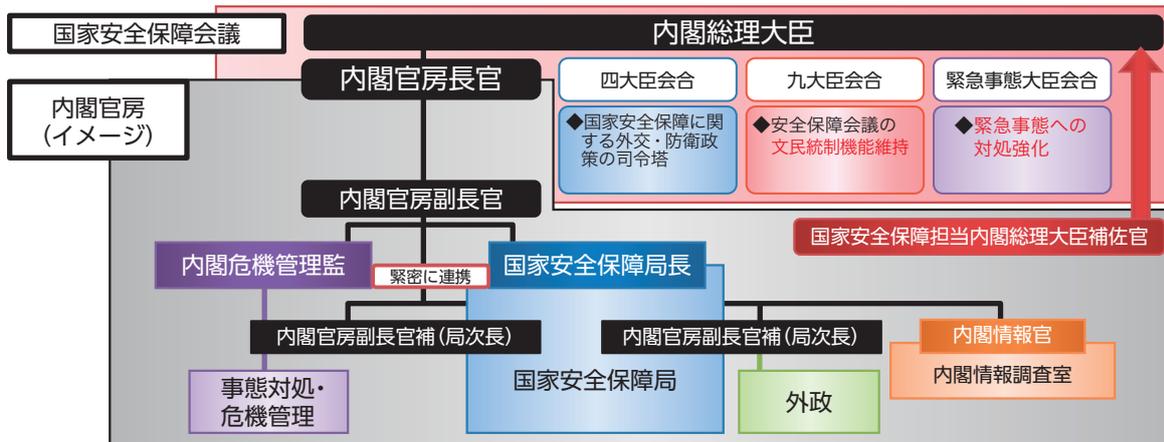
国家安全保障会議は、国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針などを審議することとされている。13（平成25）年12月には、「国家安全保障戦略」、「防衛計画の大綱」および「中期防衛力整備計画」が国家安全保障会議で審議され、決定された。

内閣官房に設置された国家安全保障局が、国家安全保障会議を恒常的にサポートしている。内閣官房の総合調整権限を用い、国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針と重要事項の企画立案・総合調整に専従している。緊急事態への対処にあたっては、国家安全保障に関する外交・防衛政策の観点から必要な提言を行う。防衛省からは、自衛官を含む職員が派遣されて勤務している。

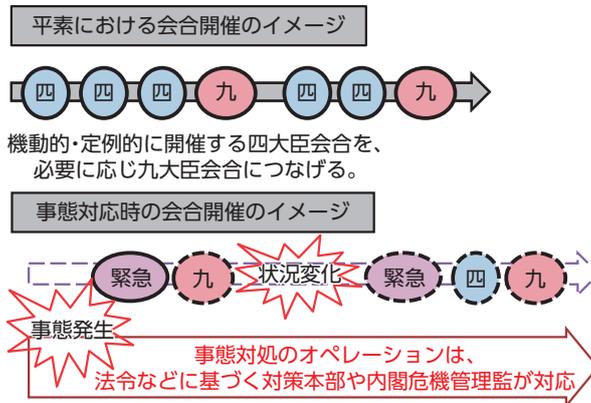
参照 図表Ⅱ-2-1-1（国家安全保障会議の体制）、

図表Ⅱ-2-1-2（会合開催のイメージ）

図表Ⅱ-2-1-1 国家安全保障会議の体制



図表Ⅱ-2-1-2 会合開催のイメージ



四大臣会合の様子【内閣広報室】

VOICE

政府一丸を体現する国家安全保障局

内閣官房 国家安全保障局 参事官補佐 宇野 茂行



14（平成26）年1月、国家安全保障局が設立されました。私は、13（同25）年5月に防衛省から内閣官房に出向し、国家安全保障会議設置法の作成作業に従事し、現在、同局の職員として勤務しています。

国家安全保障局は、国家安全保障会議の運営を通じ、各省庁が担当する個別政策が十分に連携し、一貫した国家安全保障政策となるよう企画・調整を行います。そこでの私の主な仕事は、各課題の現状を把握し、国家安全保障会議での論点と、今後とるべき政策を考えることです。

優れた政策を策定するためには、関係者が情報を共有し、真摯な政策論争を行うことが必要です。たとえば、防衛省には、防衛・軍事に関する深い知見がありますが、外務省にも、地域情勢、国際法、経済、広報・文化など、幅広い分野の蓄積があります。実際、同局には、各省庁から圧倒的な質と量の情報がもたらされます。また、私自身、谷内国家安全保障局長の米国・欧州訪問に同行し、各国で奮闘する日本の外交官の姿を目の当たりにするなど、日々、新鮮な経験をしています。これまで防衛省で培ってきた見識を基礎とし、新しい情報・経験から新たな発想が生まれています。

不透明さ、厳しさを増す国際情勢の中、国民の幸福な生活の基盤を守り抜くためには、各省庁が持つ「深さ」と「幅」を活かし、政府一丸となって物事に当たらなくてはなりません。そのための潤滑油となるべき我々も、国家的な観点を持ち、日々一丸となって課題に取り組んでいます。



谷内国家安全保障局長とヘーゲル米国防長官との会談に同席する筆者（奥）

3 特定秘密の保護に関する法律

わが国を取り巻く安全保障環境が非常に厳しい状況にある中、わが国と国民の安全を確保していくためには、安全保障に関する情報の収集と活用をさらに促進していかなければならない。そのためには、わが国における安全保障上の秘匿性の高い情報の管理についての信頼を高め、関係国との間でより一層情報の共有を図る必要がある。

また、国家安全保障会議の審議をより効果的かつ効率的に行うため、秘密保護に関する政府部内の共通ルールを整備し、安全保障上の秘密情報を統一的に取り扱うための仕組みを確立する必要がある。

このような認識のもと、13（平成25）年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が成立し、12月13日に公布

された。この法律は、わが国の防衛、外交、特定有害活動（いわゆるスパイ行為など）の防止またはテロリズムの防止に関する事項に該当する情報のうち、特に秘匿することが必要なものを特定秘密として保護するため、①行政機関の長による特定秘密の指定、②特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施、③行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設、④特定秘密の漏えいなどに対する罰則などについて定められており、一部を除き、公布の日から1年以内に施行することとされている。なお、この法律の施行にともない、防衛秘密は特定秘密に統合され、統一的に運用されることとなる。